

事業場認定書

アカギヘリコプター株式会社
代表取締役 松岡 隆二 殿

航空法第20条第1項の規定により、下記のとおり認定する。

記

事業場の名称	アカギヘリコプター株式会社
事業場の所在地	東京都江東区新木場4丁目7番15号
業務の能力	1. 航空機の整備及び整備後の検査の能力 2. 航空機の整備又は改造の能力
業務の範囲	回転翼航空機に係る業務
限定	1. 航空機型式：アエロスパシアル/ユーロコプター/エアバス・ヘリコプターズ式 AS350B/B1/B3型及びカマン式K-1200型 2. 作業の区分：一般的保守、軽微な修理、小修理
有効期間	令和7年9月24日から令和9年9月23日まで
備考	

発行年月日

令和7年9月24日

東京航空局長

大辻 統

